二級河川志登茂川水系河川整備基本方針

平成27年9月

三重県

目 次

1		河	[][の;	総記	合的	的机	い	呆雪	全	ح	利	月] [期.	す	る	碁	<u>į</u> z	本 :	方	針	- .	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	1	
(1)	济	琙	及	び	河)I ·	の	概	要	į .		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	1	
(2)	泸])	の 3	総	合	的	な	保	:全	ځ	_禾	ij,	Ŧ	に	関] ਰ	;	3	基	本	ナ	5 3	†	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	4	1
		ア		洪	水	• }	聿》	皮	· [高河	朝	等	ات	:J	: Z	3 3	% :	害	σ.) 주	Ě	ŧ	の	防	īШ		ス	は	軽	減	<u>.</u>	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	4	1
		1		河	110	Dì	商I	Εt	よれ	利	用	お	J	٦,	Ķ		水	の	П	三 字	常	な	機	쉵	30) <u> </u>	淮:	持	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	5	5
		ウ		河	<u> </u>	睘圩	竟(ひま	嫯亻	着。	ع	保	全	<u>.</u>		•	•	•		•		•	•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	6	5
2		河	וונז	の <u>:</u>	整体	'秿(の基	基Z	本。	زح	な	る	^	ヾき	<u> </u>	事	項	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	7	7
(1)	基	本	高ス	Κż	位て	バ		₹(か	河	道	<u>'</u>	\0	D	記:	分	١٢	- [3	月-	す	る	事	IJ	Į	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	7	7
(2)	主	要	なむ	也,	点に	こす	Бľ	ナ?	る	計	囲	信	事 フ	k)	充.	量	از	- [3	月-	す	る	事	IJ	Į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	7	7
(3)	主	要	はは	也只	į į	_đ	ŝŀ	ナる	3 i	計	囲	信	引	K 1	立	及	U	言	† <u>ī</u>	画	横	断	开	%	<u>-</u> 1	系	る)I	幅	اا	. 関] j	- Z	5≣	ĮΙ	頁	•	•	•	•	•	8	3
(4):	ŧ:	要な	计	也点	ā [2	_ đ.	3 l .	ナる	5 i	<u></u>	量	0	正	Ė	常	な	機	쉵	į	Ξź	維	持	す	- Z	31	<u>-</u>	め	必	要	な	济	量	<u> </u>	- 厚	9	۲ą	5 [事	項	•	•	9)
(参	考	図) ;	志園	登点	笺丿	1 7	' 火 ፤	系[図																																巻	末	Ξ

1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1)流域及び河川の概要

志登茂川は、三重県津市芸濃町緑茶に位置する農業用ため池穣町池に源を発し、東南方向を流れ、途中、中の川、静笛川、穣川、毛無川を合わせ、伊勢湾へと注ぐ、幹線流路延長 14.755km、流域面積 49.19km²の二級河川である。

その流域は、三重県の中南勢地域に位置し、流域は、津市市域(旧津市、旧河芸町、旧芸 濃町、旧安濃町の一部)が中心となり、山地の一部に鑑山市市域、鈴鹿市市域が入る。

志登茂川は、北部の河芸丘陵および南部の覚望前丘陵の間を流れ、南東部の氾濫原より伊勢 湾に注ぐ、三角形状の流域を持つ。流域の地形は、河芸丘陵は、開析が進み、谷が樹枝状に 発達している。見当山丘陵は、安濃川と志登茂川に挟まれ、南東端の三重県庁付近では、人 工的な地形改変が目立つ。

志登茂川の中流部には、旧安濃川により形成された洪積台地である高野尾台地が南東に緩く傾斜し、その下流には扇状地性の氾濫原が広がる。横川や毛無川が流れ込む志登茂川下流域は、シルトや粘土を主体とした三角州性低地である。

流域の南北の丘陵地では、半固結の砂層、泥岩が主となっており、丘陵地の間には、未固結の礫層を主とする地域が広がり、志登茂川はこの間を流れている。下流域は未固結の砂層を主とする地域となっている。

流域が位置する伊勢平野は、年平均気温が 15 前後、年平均降水量は 1,800 ~ 2,000mm 程度で、地域差もあるが一般に温和な気候となっている。

志登茂川河道内の植生の状況は、上流部は河床や砂州にツルヨシなどが繁茂し、中流部では河畔林が発達しているためツルヨシやエノキなどが繁茂している。下流部は砂州などが発達しておらず、植生はほとんどみられないが、干潮時には干潟が現れる。また、横川の下流部には防潮水門が設置されており、河道が排水路的な形状となっているため、河床に植生はみられないが、堤防にはヨモギなどが繁茂している。重要な種として、ハマボウフウが確認されている。

感潮域は、干潮時には干潟が現れ、主にハゼ類などの魚類や甲殻類、貝類の生息場所となる。また、サギ類が飛来し、餌場として利用している。

魚類については、重要な種として、ニホンウナギ、ゲンゴロウブナ、ヤリタナゴ、アブラボテ、ドジョウ、ホトケドジョウ、カワアナゴ、アシシロハゼ等が確認されている。鳥類はササゴイ、チョウサギ、ハヤブサ、イカルチドリ等の生息が確認されており、哺乳類はアナグマ、ニホンジカ、キツネ、タヌキ等の大型動物が確認されている。流域内のほとんどが休猟区あるいは特定猟具使用禁止区域の指定を受けており、特に下流域は概ね「中勢特定猟具使用禁止区域」となっている。

流域には、国と県の指定する文化財が多く点在し、代表的なものは、一身田に位置する真宗高田派の本山、専修寺である。専修寺では、親鸞の真筆文書をはじめとした多くの重要文化財を所有している他、真宗開祖親鸞の坐像を安置する御影堂(国重文) 阿弥陀如来立像をまつる如来堂(国重文)など、境内の建造物も高い文化的価値を持っている。

流域内の自然公園は「伊勢の海県立自然公園」のみであり、流域東部の海岸沿いが該当地区となっている。「伊勢の海県立自然公園」は、鈴鹿市から津市香良洲町にかけて、延長約30kmに及ぶ砂浜海岸を有しており、夏には海水浴客で賑わっている。

流域は古くから交通の要衝であり、伊勢街道が流域内を南北に縦断している。現在でも国道 23 号、国道 165 号、伊勢自動車道、JR 紀勢本線、近鉄名古屋線、伊勢鉄道線といった、この地方と名古屋、関西を結ぶ主要交通網が流域内に位置している。また、流域内に国道 23 号のバイパスである中勢バイパスも建設されている。

流域の土地利用は、市街地、水田、山地がそれぞれ流域面積の約3割を占めている。志登茂川沿岸では、源流付近は水田、上流域から中の川合流点間は畑・原野、その下流は水田、横川合流後は市街地が主な土地利用となっている。志登茂川をはさむように南北に山地が広がっている。

昭和30年代の土地利用と比較すると、水田及び山地の割合が減少する一方で市街地の割合が大きく増加しており、中勢北部サイエンスシティなどの山地の開発や水田の宅地化が数字として反映されている。

このように志登茂川流域は、自然豊かな上流部、開発が徐々に進行する中流部、市街化が 進行している下流部等、流域内でも地域によって多彩な特性を有していることから、河川の 役割として、地域の特性に合わせて治水、利水、環境保全を組み合わせ、整備を行うことが

重要となる。

志登茂川の流域で発生した主要な洪水被害としては、1959年(昭和34年)の伊勢湾台風、1974年(昭和49年)の豪雨、最近では2004年(平成16年)の台風21号で被害が発生している。昭和49年7月24日からの集中豪雨では、毛無川及び前田川が破堤、志登茂川及び毛無川が氾濫し、浸水面積1,313ha、浸水家屋7,024戸という未曽有の被害となった。この災害により、志登茂川は、激甚災害対策特別緊急事業として採択された。

また、この災害に対する河川管理の瑕疵の有無を巡った訴訟が起き、平成5年に最高裁判 所の判決が下っている。

平成 16 年 9 月 28 日からの台風 21 号と前線による集中豪雨は、日雨量としては津地方気象台の観測史上最多となった。志登茂川では、溢水及び内水による浸水被害が発生し、夕方の満潮時になると、横川の近鉄橋梁付近より、溢水し横川左岸堤内地へと水が流れ込んだ。

志登茂川の治水事業としては、昭和34年の伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾等高潮対策事業として防潮堤が築かれた。また、昭和49年の集中豪雨を受けて激甚災害対策特別緊急事業が実施された。主要な事業は、昭和47年より広域基幹河川改修事業(旧中小河川改修事業)として、志登茂川では、河口から前田川合流点上流までの約6.4kmの区間で改修がされ、市道江戸橋、近鉄橋梁などの一部を除き、概ね暫定計画で完成している。横川工区では、横川防潮水門及び本川左岸の引堤が完成している。

水質については、志登茂川流域では江戸橋、今井橋の2地点で水質調査が実施されており、環境基準C類型として指定されている。三重県において実施された平成12年度から平成24年度までの計測結果によれば、近年のBOD75%値の平均(H12~H24)は、志登茂川でC類型(BOD5mg/I以下)に適合しており、生活排水処理施設整備の進捗に伴い水質は改善傾向にある。

河川水の利用は、農業用水のみであり、発電用水及び上水としての利用はなされていない。 また、内水面漁業や舟運は行われていない。主に固定堰からの取水が行われており、堰構造物の落差により水域の上下流の連続性が十分に確保されていない状況である。

(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

志登茂川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ることで、洪水に対して心配のない川づくりを目指す。また、志登茂川水系の自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民との連携を強化し、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。このような考えのもとに、河川整備の現状、農地等の流域の状況、地形の状況、水害の発生状況、河川利用の状況、河口付近の河岸状況、河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、土地改良事業、下水道事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

治水・利水・環境にわたる健全な水・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理 化、下水道整備等について関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域の特性を反映した維持管理に係る計画を定め、実施体制の充実を図る。

ア 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減

志登茂川の河川整備は、下流に位置する津市の市街地とその周辺は、低平地に高度な土地利用が進み、洪水発生時の危険性が特に高いことから、洪水に対する安全性を向上させることが必要であるとともに、河川空間は市街地における貴重なオープンスペースであり、貴重な動植物の生息・育成・繁殖の空間であることから、自然環境を保全しつつ、川と人の営みが共存できる川づくりを推進する。中上流部では、沿川の平地に優良な農地が広がり、田園地帯となっていることから、治水に対する配慮とともに、安定した水利用のできる自然環境と調和のとれた河川事業を推進する。

そのため、志登茂川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川 改修の現状、水害発生の状況、地域の重要性及び河川利用の状況等を踏まえて、平成 16 年 9 月洪水規模(年超過確率で概ね 1 / 100 規模)を安全に流下させる事ができる整備をめざすも のとする。

河川の工事においては、河川環境の保全や地域の産業に与える影響を考慮し、諸計画との

調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとし、歴史・文化、埋蔵文化財にも配慮した整備を実施する。

また、志登茂川沿川を洪水から防御するため、環境に配慮しつつ、河道の拡幅及び掘削を行うことにより河積を拡大し、護岸等を整備して洪水の安全な流下を図る。

内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水 被害の軽減対策を実施する。

堤防等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。また、維持補修等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持する。

志登茂川流域は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による津波への対応等の地震防災に資するため、河川構造物の適正な機能維持等を図るとともに、想定される地震動、津波の影響を検証したうえで、海岸整備と一体となって、必要となる地震・ 津波対策を実施する。

計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し、氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施するとともに、洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等の総合的な被害軽減策を自助・共助・公助等の精神のもと、関係機関や地域住民等と連携して進める。また、ハザードマップの作成支援や防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。これまでに著しい渇水被害が生じていない状況であるが、渇水時の情報提供、情報伝達体制の充実に努めるとともに、水利使用者相互の調整等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、志登茂川の流れが生み出す瀬・淵などの良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努め、川と人々の営みが共生できるような整備に努める。

河川工事等による良好な河川環境への影響が懸念される場合には、代替措置や環境・景観に配慮した工法及び構造の採用等により、環境への影響の回避と軽減に努める。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、河口部の干潟やヨシ原等の志登茂川の特徴を踏まえるとともに、魚類が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性を確保し、良好な自然環境の保全に努める。

一部でオオクチバス、セイタカアワダチソウ等、動植物の外来種が確認されていることから、河川改修を行う際には、環境の変化に伴って、これら外来種の生息域が拡大し、在来種の生息・生育・繁殖環境に影響を与えることが無いよう配慮するとともに、関係機関と連携して移入回避にも努める。

良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、沿川の市街地における憩いの場である良好な水辺景観の維持・形成に努める。また、河川改修等においては、河口干潟や眺望との調和に配慮しつつ整備を進める。維持管理においても、関係機関や地域の人々と連携し、ゴミ投棄の防止や、草刈り等の取り組みを進め、良好な河川環境の整備に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保については、地域住民等の身近な憩いとやすらぎ、多様なレクリエーション、環境教育の場としての河川整備と保全に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持及び向上に努める。

河川内の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全について十分配慮するとともに、治水・利水・環境との調和を図りつつ、 貴重なオープンスペースである河川の多様な利用が適正に行われるよう努める。

2.河川の整備の基本となるべき事項

(1)基本高水並びにその河道への配分に関する事項

基本高水は、平成16年9月洪水を対象洪水として検討した結果、そのピーク流量を基準地 点江戸橋において850㎡/sとする。

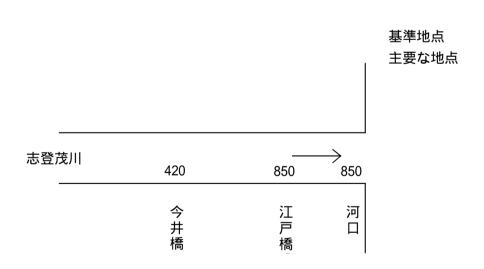
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m³/s)	河道への 配分流量 (m³/s)
志登茂川	江戸橋	850	850

(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、江戸橋地点において850 m³/sとし、河口まで同流量とする。

志登茂川計画高水流量図 (単位:m³/s)



(3)主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川夕	地点名	河口からの距離	計画高水位	川幅
河川名	地黑石	(km)	T.P(m)	(m)
	今井橋	5.2	3.96	50
志登茂川	江戸橋	1.5	2.90	90
	河 口	0.0	2.90	200

計画高潮位

注)T.P:東京湾平均海面

(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 志登茂川水系の河川水の利用については、沿川の農業用水等として利用が行われていると ともに、動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然を育む源となっている。

志登茂川水系では、取水還元の実態が十分に解明されていないことから、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、流況の把握に努めるとともに取水実態の調査を行ったうえで検討するものとする。

(参考図)志登茂川水系図

